

鎌ヶ谷市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

上記議案を提出します。

平成25年3月18日

空き家問題等に関する特別委員会

- 委員長 勝 又 勝
- 副委員長 小 易 和 彦
- 委員 松 澤 武 人
- 針 貝 和 幸
- 川 原 千加子
- 泉 川 洋 二
- 芝 田 裕 美
- 原 八 郎
- 谷 間 保 彦

提案理由

空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、管理不全な状態の空き家等が放置されることを防止し、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与しようとするものです。

平成25年3月18日 原案可決

千葉県鎌ヶ谷市議会議長

土 屋 裕 彦



鎌ヶ谷市空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、管理不全な状態の空き家等が放置されることを防止し、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 市内に所在する建築物及び工作物（その敷地に所在する立木を含む。以下同じ。）で、常時無人の状態にあるものをいう。

(2) 管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。

ア 老朽化又は台風等の自然災害により倒壊するおそれがある状態

イ 建築材料等が飛散するおそれがある状態

ウ 不特定の者が侵入することにより火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態

(3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、空き家等が管理不全な状態となることを未然に防止するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自治会等その他関係機関と連携し、空き家等の適正な管理に関する市民等の意識の啓発を行うものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう適正な管理を行わなければならない。

(実態調査)

第5条 市長は、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができる。

(立入調査)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言及び指導)

第7条 市長は、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、その所有者等

に対し、その適正な管理を行うための必要な措置について、助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による助言又は指導（以下「指導等」という。）を行ったにもかかわらず、なお指導等に係る空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、その所有者等に対し、期限を定めて、当該空き家等の管理不全な状態を是正するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(支援)

第9条 市長は、指導等又は前条の規定による勧告（以下「勧告」という。）に係る措置を講ずる所有者等に対し、当該措置に必要な資金を貸し付けることができる。

(命令)

第10条 市長は、所有者等が勧告に係る措置を履行しない場合において、空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、期限を定めて、勧告に係る措置を講ずることを命令することができる。

(命令代行措置)

第11条 市長は、前条の規定による命令（以下「命令」という。）を受けた所有者等から命令に係る措置を履行することができない旨の申出があった場合において、当該申出の理由がやむを得ないものであり、かつ、緊急に命令に係る措置を講ずる必要があると認めるときは、当該所有者等の要請に基づき、当該所有者等に代わり命令に係る措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令に係る措置を講ずるときは、あらかじめ当該措置に要する費用を所有者等が負担することの同意を得るものとする。

(公表)

第12条 市長は、命令を受けた所有者等が正当な理由なく命令に係る措置を履行しないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に係る措置を履行しない所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令に係る空き家等の所在地
- (3) 命令に係る措置の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(代執行)

第13条 市長は、命令を受けた所有者等が命令に係る措置を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、代執行をすることができる。

2 市長は、前項の規定による代執行を行うときは、あらかじめ鎌ヶ谷市管理不全

空き家等審査会の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(鎌ヶ谷市管理不全空き家等審査会)

第14条 前条第1項の規定による代執行をすることの適否を審査するため、鎌ヶ谷市管理不全空き家等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、市長の求めに応じ、前条第1項の規定による代執行をすることの適否を審査する。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、市長が委嘱し、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(協力要請)

第15条 市長は、空き家等が管理不全な状態であることに起因する火災、犯罪等を防止するため必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する警察署の長その他関係機関（以下「関係機関」という。）に必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 市長は、前項の規定による要請に際し、必要な範囲の情報を関係機関に提供することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(鎌ヶ谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鎌ヶ谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年鎌ヶ谷市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会委員の項の次に次のように加える。

管理不全空き家等審査会委員	日額	6,800円
---------------	----	--------